

香南市未来人材育成奨学金返還助成事業

公 募 要 領

香南市商工観光課

1. 事業の目的

「香南市未来人材育成奨学金返還助成事業」は、満40歳未満で市内に住所を有し、現に居住している者で、事業所等を有する事業主に正規雇用され、又は起業する若年者が借り入れた奨学金の一部を助成することにより、人材の確保と市への定住を図ることを目的としています。

2. 受付期間

令和8年3月31日まで

3. 対象者

- 申請年度の前年度の4月1日時点で香南市に住所を有し、現に居住している者
 - 申請書を提出する日の属する年度の4月1日時点の年齢が40歳未満である者
 - 大学等の在学中に奨学金等の貸与を受けた者
 - 奨学金（※2）を返還の予定であるか返還中である者
 - 現に正規雇用として、就業している者、又は起業し、及び事業を継続する者
 - 市税等の滞納がない者
 - 奨学金等の返還の滞納がない者
 - 他の奨学金返還補助制度の適用を受けていない者
 - 初めて助成金の交付の申請をした日以後、8年以上継続して定住する意思がある者
- ※1 大学等…大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校、高等学校
- ※2 奨学金…日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種、入学時特別増額）、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第2条に規定する奨学金、香南市奨学資金貸与条例第2条に規定する奨学金、その他市長が認める奨学金等

4. 助成内容

- 助成額は、申請年度の前年度に返還した奨学金の額又は上限額（※1）のいずれか少ない方の額とします。
 - 助成を受けることができる回数は、奨学金等の貸与を受けた期間の年数（その期間に1年未満の端数があるときは、当該端数を1年とする。）に2を乗じた回数とし、8回を上限とする。
 - 助成金は予算の範囲内で交付するものとします。
- ※1 上限額…一般枠（市外就労者）：9万円、一般地域枠（市内就労者）：12万円
※申請年度の前年度の3月31日時点の就労地において判断

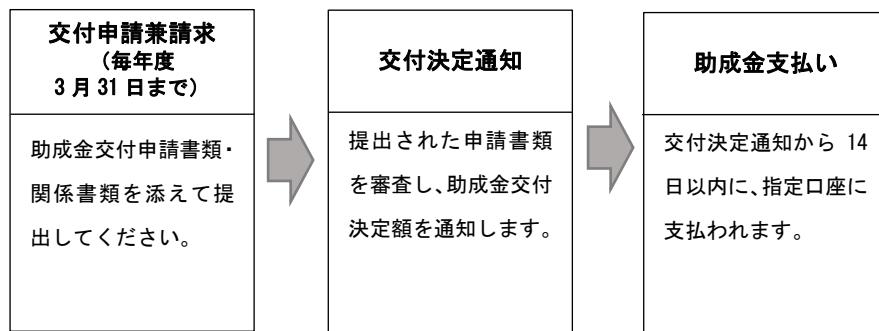
5. 交付申請手続き

助成の交付決定を受けるには、次の申請書等を商工観光課まで提出してください。

- ・香南市未来人材育成奨学金返還助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・奨学金貸与証明書等奨学金の借入の事実を確認できる書類
- ・奨学金返還額証明書又は通帳の写し等前年度の奨学金の返還額等が分かる書類
- ・在職証明書（別紙1）又は就業地確認申請書兼同意書（別紙2）
※別紙2は個人で第一次産業を行う場合又は個人で第一次産業を行う者に雇用されている場合
- ・住民票の写し
- ・市税等を滞納がないことの証明書
- ・暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

○交付申請フロー

<助成期間終了まで、毎年度>



7. 申請の受付・お問い合わせ先

香南市商工観光課 商工振興係
〒781-5292 香南市野市町西野2706（4F）
TEL：0887-50-3013 Fax：0887-50-3014
E-mail：shoukou@city.kochi-konan.lg.jp